

透過型電子顕微鏡点検業務委託仕様書

透過型電子顕微鏡点検業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	透過型電子顕微鏡(H-7650)の点検を目的とする。
2	履行期間	契約日から令和3年3月31日
3	施行場所	横須賀市健康安全科学センター2F 横須賀市日の出町2-14 TEL046-822-4057
4	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間定期点検1回</li> <li>・フィラメント交換は定期点検時に1回行う</li> <li>・ロータリーポンプ保証費、定期交換部品代(フィラメント代を除く)を含む(詳細は別紙1のとおり)</li> </ul>
5	特記事項	特になし
6	関係法規	特になし
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 ・(株)日立ハイテクフィールドディングと業務提携を有し、技術者の派遣が可能であること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市健康安全科学センター 微生物・臨床検査係 横須賀市日の出町2-14 TEL 046-822-4057 Fax 046-822-5540

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

## 別紙1 業務内容

### 1 対象機器

- (1) 透過型電子顕微鏡  
日立ハイテクノロジーズ(株) H-7650

### 2 点検回数及び点検時間

- (1) 対象機器について、定期点検は年1回とし、日程は別途協議する。  
(2) 契約期間は契約日から令和3年3月31日とし、契約期間中に1回点検記録表に基づき定期点検(フィラメント交換含む)を実施する。

### 3 点検内容

- (1) 年間定期点検(1回)  
(2) 定期点検時にフィラメント交換を実施する。  
(3) ロータリーポンプ(ULVAC社製GLD136)保証費 \*部品の保証に限る  
(4) 定期交換部品
- |                              |            |    |
|------------------------------|------------|----|
| ① 廃油処理箱<オイルハンター>             | HIS2459    | 1個 |
| ② 収束稼働絞り 0.2-0.1-0.05-0.02   | 817-2167   | 1個 |
| ③ 対物可動絞り 0.08-0.05-0.02-0.01 | 817-1397   | 1個 |
| ④ OリングP8 FPM 5コイリ            | L456105-05 | 1個 |
| ⑤ OリングAS568-212 FPM          | L456802    | 1個 |
| ⑥ OリングAS568-114 FPM          | L456763    | 1個 |
| ⑦ ニッケル水素電池 3/V80H            | HIS2766    | 1個 |

### 4 負担及び契約の範囲

- ・ 上記、定期交換部品以外の有寿命部品は委託者の負担とする。
- ・ 点検に係る光熱水費は委託者の負担とする。
- ・ 年1回の定期点検に伴う技術料、定期交換部品料等は、受託者の負担とする。
- ・ 付設の冷却循環装置は本契約に含まない。
- ・ 自動粒子検索機能は本契約に含まない。
- ・ 試料3個ワンタッチホルダーは本契約に含まない。
- ・ サービスコールによる作業費用は含まない。
- ・ 有寿命部品の交換整備は別途有償とする。

### 5 責任の範囲

下記事項について、受託者は責任を負わないものとする。

- ・ 天変地異その他不可抗力により生じた一切の損害。
- ・ 対象機器が正常に動作したにもかかわらず、受託者の支配下にあらざる何らかの理由で生じた一切の損害。
- ・ 不当な稼働、移動、修理等を委託者が行ったとき。
- ・ 仕様外装置、部品、付属品、消耗部品等の接続及び使用を委託者が行ったとき。
- ・ 上記以外については別途協議する。